契約書(案)

支出負担行為担当官 滋賀県警察会計担当官 池内 久晃(以下「甲」という。)と、●● (以下「乙」という。)とは、次のとおり契約を締結する。

- 1 件 名 フラグメントアナライザーの修繕
- 2 履行場所 別添「仕様書」のとおり
- 3 契約金額 ¥

うち消費税額及び地方消費税額署

消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号) 第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号) 第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

- 4 履行期限 令和8年1月30日
- 5 契約保証金 免除

(目的)

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、仕様書の作業(以下単に「作業」という。) を完成させる。
 - 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、免除する。

(検査)

- 第3条 乙は、作業を完了した場合、甲に作業報告書等を提出し、甲又は甲の指定する職員の 検査を受けなければならない。
 - 2 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(履行完了の時期)

第4条 乙が第3条の検査に合格したときをもって、本作業の履行が完了したものとする。

(監督官等の派遣)

- 第5条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、監督官及び 検査官又はその他の職員(以下「監督官等」という。)を乙の営業所、工場その他の関 係場所に派遣するものとする。
 - 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その事務の範囲を乙に明示しなければならない。
 - 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
 - 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(下請負)

- 第6条 乙は、契約物品の製造について、全部又は大部分(物品の構造、機能、性能に係る部分)を一括して、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に請負わせてはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に下請負(一次下請負以降の下請負を含む。以下同じ。)する場合は、乙は、下請負承認申請書(別紙様式)を下請負開始前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
 - 2 甲は、乙から下請負承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その 結果を下請負承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。
 - 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認 を受けなければならない。
 - 4 乙は、この契約の一部を第三者に下請負させるときは、下請負させた業務に係る下請 者の行為について、全ての責任を負うものとする。
 - 5 乙は、本契約の一部を下請負させるときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して下請負者と約定しなければならない。

(危険負担)

第7条 本作業の履行完了前に生じた物品の滅失、き損その他の損害は、甲の責めに帰すべき 事由による場合を除き、乙の負担とする。

(遅延賠償金)

- 第8条 乙は、甲の指定する履行期限内に作業を完了することができないと認められるとき は、速やかに甲に対し遅延の事由及び作業完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲 の指示を受けるものとする。
 - 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、履行期限後に作業を 完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延 長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙 はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
 - 3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から作業完了日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。)を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

- 第9条 甲は、自己の都合により、作業が完了するまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部 又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止 処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受け るべき事由を生じた場合
 - ロ 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手

- 続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
- ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う履行の検査又は履行の確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第10条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第22条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 前各号のほか、乙が民法(明治29年法律第89号)第542条第1項又は第2項の 各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

- 第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部 を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを 甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

- 第 11 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の1 0 0分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の 2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除 措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同 法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、 前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する 額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の 規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第1 1条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただ し、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではな い。
 - 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約金額の支払)

- 第13条 甲は、第4条の履行完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)にその対価を乙に支払うものとする。
 - 2 甲は、履行期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。
 - 3 甲は、第9条による契約解除の場合、既に履行済の作業があり、これが未履行分と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、履行済作業のその部分につき、この契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第14条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
 - 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる

ものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

- 第15条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律196号)第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)、又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
 - 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに 質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
 - 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第16条 乙は、作業に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に 抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に 対し書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛 争を解決するものとする。

(保証事項)

第17条 乙は、本契約に基づいて作業を完了した物品に対し、その納入の日から起算して12 箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。た だし、甲に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

- 第 18 条 甲は、本作業の成果物に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて修復の作業、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
 - 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第636条ただし書に該当する場合には、直ちに 代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を 請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない成果物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条 に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第19条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、 又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第20条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、大津地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の 上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第22条 暴力団排除に関する条項については、別紙1「暴力団排除条項」によるものとする。

(誓約書の提出)

第23条 乙は、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙様式5「誓約書」を 契約締結時に甲に提出するものとする。

(人権尊重の取組)

第24条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 (令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推 進・連絡会議決定)」を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

- 第25条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。
 - 2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月日

甲 滋賀県大津市打出浜1番10号 支出負担行為担当官 滋賀県警察会計担当官 池内 久晃

 \angle